

入札公告

令和8年度高知県高度外国人材雇用促進事業委託業務に係る一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和8年3月25日

高知県知事 濱田 省司

第1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
令和8年度高知県高度外国人材雇用促進事業委託業務
- (2) 委託内容
仕様書による。
- (3) 履行期限
契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

第2 入札参加資格

申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年高知県告示第638号）に基づく指名停止等の処置を受けていない者であること。
- (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第3 入札参加の方法等

この委託業務の入札に参加しようとする者は、提出期限までに、一般競争入札参加申請書（様式1）及び業務実績証明書（様式2）（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この委託業務の入札に参加することができる。

- (1) 申請書等の様式
高知県ホームページからダウンロードした様式により申請書等を作成すること。

<アドレス>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026031800172/>

(2) 申請書の提出

- ア 提出部数 各1部
- イ 提出期限 令和8年4月8日(水)12時(郵送の場合は必着)
- ウ 提出場所 高知県商工労働部商工政策課 外国人材受入推進室
- エ 提出方法 直接持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)
- オ 費用 提出者の負担とする。

第4 質疑事項

- (1) 質疑事項がある場合には、Microsoft Office Wordのファイル形式による質疑書(様式3)により、電子メール添付の上(6)のアドレスに送付すること。指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。
- (2) 質疑書提出時には必ず送付した旨を電話で高知県商工労働部商工政策課外国人材受入推進室の担当者に伝えること。
- (3) 質問に対する回答は、高知県商工労働部商工政策課のホームページに掲載する。
- (4) 質疑書提出期限
令和8年4月8日(水)12時
- (5) 質疑書回答期限
令和8年4月9日(木)
- (6) 質疑書の送付アドレス 151401@ken.pref.kochi.lg.jp

第5 申請書の審査結果に係る事項

一般競争入札参加申請書の提出があったものには、入札参加資格の確認結果を令和8年4月9日(木)までに電子メールで通知する。

第6 入札に関する事項

- (1) 入札予定日時 令和8年4月24日(金)10時
- (2) 入札予定場所 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県商工労働部商工政策課外国人材受入推進室
- (3) 入札方法 郵便による入札とする。
- (4) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は内封筒に入れ、密封・封印し、内封筒の表面に、入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)、執行日(令和8年4月24日)及び入札件名(令和8年度高知県高度外国人材雇用促進事業委託業務に係る一般競争入札)を記載の上、その封筒をさらに封筒に入れて封かんし、「入札書在中」及び「親展」

の文言を記載し、一般書留又は簡易書留により提出すること。

また、(6)に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れ密封・封印し、封筒の表面には各々前記必要事項のほか「第1回入札」、「第2回入札」、「第3回入札」と記載すること。

なお、電子メール、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。

イ 提出期限

令和8年4月23日(木)17時

ウ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県商工労働部商工政策課 外国人材受入推進室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法

予定価格内の価格で入札した者のうち、最低価格の者と契約する。ただし、同価格の者が二者以上あるときは、くじ引きにより決定する。入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札に付し、2回の再度入札でなお予定価格を超える場合は、最低価格の者から順次交渉のうえ、予定価格の範囲内の金額を見積もった者と随意契約を行う。

(7) 入札保証金

高知県契約規則第9条による。ただし、第10条の規定に該当する場合は免除する。

(8) 最低制限価格

設定しない。

(9) 入札の無効

ア 入札書を入れた封筒に案件名又は入札者の名称の記載のないものについては開封しないものとし、当該入札書を提出した者は、入札を辞退したものとみなす。

イ 入札書を内封筒に入れていないもの又は内封筒を入れた封筒を封かんしていないものについては、当該入札を失格とする。

ウ この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者が入札、その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は無効とする。

第7 入札書の押印省略

押印省略時の必要事項について、以下のとおりとする。

- (1) 押印を省略した入札書に誤りがあった場合、訂正又は文字の挿入は行わず再作成すること。
- (2) 入札書の押印を省略する場合は、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先（固定電話番号）を記載すること。
- (3) 入札書の押印を省略した場合、入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない又は記載内容が不明瞭で判別できない入札書は無効とする。
- (4) 開札時に、電話により責任者又は担当者の在籍確認が行えなかった入札書は無効とする。

第8 契約に関する事項

(1) 契約保証金

高知県契約規則第40条第6号の規定に該当すれば免除。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者は高知県が別途通知する日までに契約書に記名押印し提出すること。

ただし、電子契約サービスを利用する場合には、契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、高知県及び受託者が電子署名を行うものとする。

第9 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県商工労働部商工政策課 外国人材受入推進室

電話 088-823-9643

E-mail 151401@ken.pref.kochi.lg.jp

第10 その他事項

- (1) 入札参加者は、入札心得の各条項を承知すること。
- (2) 提出された申請書等は返却しない。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合には当該申請書等を無効とする。
- (4) 提出された申請書及び添付書類については、提出期限以降の差替・訂正等は認めない。